



公告第10号

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和8年8月20日

木城町長 半渡 英俊



記

第1章 委託及び入札等の概要

1 委託件名、名称及び数量

件名：山村と都市をつなぐ交流・関係人口拡大プロジェクト事業

トレーラーハウス製作設置業務

名称及び数量：宿泊用トレーラーハウス(2台)

2 委託の仕様等 仕様書による

3 納入場所 宮崎県児湯郡木城町大字川原 476 番地外

4 納入期限 令和9年3月23日

5 本契約は木城町議会議決事項となる。このことにより本契約は木城町議会において議決された後となる。また、この契約が木城町議会の議決を得られなかった場合においては、発注者は受注者に対して一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

6 申請期間

公告の日から令和8年9月14日(月)まで

7 入札日

(1) 入札日時

令和8年9月30日(水) 午前9時

(2) 入札及び開札場所

木城町役場 3階大会議室

8 この入札は、入札参加資格を認めた者が1者であった場合も、入札参加者が1者であった場合も入札を中止しない。

9 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

10 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

第2章 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 木城町の指名競争入札参加資格者として登録(令和7・8年度)されている者であること。
- (2) 平成28年度以降に、同等品の納入実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に、国、宮崎県及び木城町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当しない者であること。

第3章 入札参加の方法等

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)、その他必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この入札に参加することができる。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

令和8年8月20日(木)から令和8年9月14日(月)まで

(2) 配布又は提出場所

木城町役場総務財政課財務係

宮崎県児湯郡木城町大字高城1227番地1

TEL0983-32-4726 FAX0983-32-3440

(3) 配布方法

本町ホームページからのダウンロードによる。

申請書等様式及び仕様書

<https://www.town.kijo.lg.jp/sosikikarasagasu/soumuzaiseika/13/nyusatsuanken/3608.html>

(4) 提出方法

木城町役場総務財政課財務係に持参。

特に認める場合を除き、郵送、FAXによる提出はできない。

(5) 仕様書

仕様書は、本町ホームページからダウンロードすること。仕様書等に記載されている委託名称は便宜上の記載であり、契約に係る委託名称は本公告第1章1の名称とする。

(6) 質疑応答

① 仕様書等の内容について質問がある場合は、次により提出すること。

ア 書式は任意とし、左から通番号、仕様書ページ、質疑事項を記載し、最右に回答が記載できるよう配慮すること。

(例)

質疑(回答)書

質疑者 商号 代表者
担当者

番号	仕様書	質疑事項	回答

イ 木城町役場総務財政課財務係へ持参、郵送(書留郵便に限る)又はFAXによる。

ウ 質疑の受付期間は、この公告の日 8月20日(木) から令和8年9月16日(水)までの期間とする。ただし、土・日・祝日を除く。

エ 質疑に対する回答は、令和8年9月23日(水)までにホームページ上で掲載する。

2 入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ令和8年9月16日(水)までに、FAXにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

3 入札方法等について

(1) 郵便等による入札は、認めない。

(2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加方法

代理人が入札に参加する場合には別途委任状を持参することとする。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この入札に参加できない。

(1) 第2章に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 無効の入札

木城町財務規則(昭和48年規則第3号)第108条第4項に規定するほか、次のいずれかに該当す

る入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

7 入札保証金

免除（ただし、落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

8 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定しない。

9 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正な行為があった入札をした者

10 入札の辞退

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退するときは、次の各号により申し出なければならない。

- ① 入札執行前にあっては、木城町長宛の入札辞退届を木城町役場総務財政課財務係へ直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
- ② 入札の執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出するものとする。

- (2) 入札の辞退を理由として以後の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではない。

11 公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

入札参加者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めるものとする。

第4章 契約締結に関する事項

- 1 本契約は、木城町議会の議決を要するものであり、落札決定した日を含めて7日以内に仮契約を

締結（令和 8 年 10 月 5 日(月) 予定）し、木城町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。なお、落札決定から木城町議会の議決を得るまでの間に、次の要件に該当するものとなったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

- (1) 第 2 章入札参加資格の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (2) 本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき
- (3) 国又は宮崎県から指名停止等の措置を受けたとき
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請に該当したとき

2 その他

仕様書の数量については、本契約後において変更は認めないため、積算に留意すること。